

1 総合科学技術・イノベーション会議 生命倫理専門調査会  
2 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース  
3 報告書（第 1 次報告）

4 1 経緯

5 総合科学技術会議（現「総合科学技術・イノベーション会議」）生命倫理  
6 専門調査会（以下「生命倫理専門調査会」という。）においては、「ヒトに  
7 関するクローン技術等の規制に関する法律」（平成 12 年法律第 146 号）  
8 （以下「クローン規制法」という。）の附則第 2 条<sup>※1</sup>が規定する「ヒト受精  
9 胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等に  
10 おける検討」に資するべく、ヒト胚の取扱いに関する社会規範の基本的考え  
11 方を示すものとなることを意図して平成 16 年 7 月 23 日に「ヒト胚の取扱い  
12 に関する基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）を取りまとめ  
13 た。この「基本的考え方」を踏まえ、関係省庁においては、関連の「指針」  
14 等を策定し具体的な対応を図ってきたところである。

15 その後、遺伝子の改変効率を向上させたゲノム編集技術という新たな手法  
16 が開発されヒト受精胚研究にも適用され得ることとなったことから、生命倫  
17 理専門調査会においては、「基本的考え方」の方針に則り検討を行い、ヒト  
18 受精胚へのゲノム編集技術を用いる研究に係る考え方の中間的な整理として  
19 平成 28 年 4 月 22 日に「ヒト受精胚へのゲノム編集技術を用いる研究につ  
20 いて（中間まとめ）」（以下「中間まとめ」という。）を公表したところであ  
21 る。

22 このゲノム編集技術における研究開発の進捗は極めて速く、疾患等の遺伝  
23 子解析等による病因分析技術等の進展と相まって、生殖補助医療、遺伝性難  
24 病等の根治的療法の開発へとつながることが期待されている。また、これら  
25 医療や疾患研究への有効性への可能性を示す結果について国際的な学術論文  
26 も発表されるようになってきている。

27 このような現状に鑑み、生命倫理専門調査会では、さらに平成 29 年 5 月  
28 19 日に「今後の検討方針」（「参考資料 3」参照）をまとめた。この検討方  
29 針ではゲノム編集技術のような最先端技術のヒト受精胚への応用にあたって  
30 も生命倫理の遵守と研究の推進の両立が可能となるよう、「基本的考え方」  
31 の見直しも含め検討を行い、その検討結果を受け、関係省庁においてヒトへ

※1 「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」（平成 12 年法律第 146 号）の附則第 2 条：政府は、この法律の施行後三年以内に、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえ、この法律の施行の状況、クローン技術等を取り巻く状況の変化等を勘案し、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

1 の応用に対応するための所要の「指針」等の検討を促すとした。検討対象と  
2 しては、中間まとめの議論の深化に加え、現在研究開発が進められている、  
3 核置換、新たなゲノム編集技術等遺伝子改変技術のヒト受精胚等への応用に  
4 関する科学研究及び医学応用に係る計画から実施に至るまでの在り方とし、  
5 議論の内容については、関係機関のみではなく広く国民とも共有していくこ  
6 ととした。

7 これらを踏まえ、生命倫理専門調査会は、その下に、「ヒト胚の取扱い  
8 に関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース（以下「タス  
9 ク・フォース」という。）を設置し、これらの課題について「中間まとめ」  
10 で示された考え方を含め、集中的な検討を行い、現時点までの検討結果を本  
11 報告（第一次報告）としてまとめた。

## 12 2 タスク・フォースにおける検討

### 13 (1) ヒト受精胚の取扱いの基本原則等

14 本タスク・フォースにおいては、「基本的考え方」で示された以下の基本  
15 原則等を基点として検討を行ってきた。

#### 「基本的考え方」（抜粋）

#### 第 2. ヒト受精胚

##### 2. ヒト受精胚の位置付け

#### (2) ヒト受精胚の位置付けに関する生命倫理専門調査会としての考え方 (前 略)

すなわち、ヒト受精胚は、「人」そのものではないとしても、「人の尊厳」という  
社会の基本的価値の維持のために特に尊重されるべき存在であり、かかる意味で  
「人の生命の萌芽」として位置付けられるべきものと考えられる。

#### (3) ヒト受精胚の取扱いの基本原則

##### ア 「人の尊厳」を踏まえたヒト受精胚尊重の原則

既に述べたとおり、「人」へと成長し得る「人の生命の萌芽」であるヒト受精胚は、  
「人の尊厳」という社会の基本的価値を維持するために、特に尊重しなければならない。

したがって、ヒト胚研究小委員会の報告に示されたとおり、「研究材料として使  
用するために新たに受精によりヒト胚を作成しないこと」を原則とするとともに、  
その目的如何にかかわらず、ヒト受精胚を損なう取扱いが認められないことを原則  
とする。

##### イ ヒト受精胚尊重の原則の例外

しかし、人の健康と福祉に関する幸福追求の要請も、基本的人権に基づくもので  
ある。このため、人の健康と福祉に関する幸福追求の要請に応えるためのヒト受精  
胚の取扱いについては、一定の条件を満たす場合には、たとえ、ヒト受精胚を損な

う取扱いであるとしても、例外的に認めざるを得ないと考えられる。

ウ ヒト受精胚尊重の原則の例外が許容される条件

イに述べた例外が認められるには、そのようなヒト受精胚の取扱いによらなければ得られない生命科学や医学の恩恵及びこれへの期待が十分な科学的合理性に基づいたものであること、人に直接関わる場合には、人への安全性に十分な配慮がなされること、及びそのような恩恵及びこれへの期待が社会的に妥当なものであること、という3つの条件を全て満たす必要があると考えられる。

また、これらの条件を満たすヒト受精胚の取扱いであっても、人間の道具化・手段化の懸念をもたらさないよう、適切な歯止めを設けることが必要である。

第 4. 制度的枠組み

1. 基本的考え方

(前 略)

また、ヒト胚は胎内に戻さず、取扱いは原始線条形成前に限ることとしている。

(後 略)

1 (2) タスク・フォースにおける検討内容

2 本タスク・フォースにおいては、「中間まとめ」で示された論点について  
3 「基本的考え方」に立ち返り、更に検討を深めると共に、核置換、新たなゲ  
4 ノム編集等遺伝子改変技術のヒト受精胚等への応用等に係る検討事項が生  
5 命倫理専門調査会から提示されたことを受け、研究目的及び医療応用につい  
6 て以下のとおり検討を行った。

7 ① 研究目的について

8 本タスク・フォースの当初の検討事項として、「中間まとめ」において  
9 報告されたゲノム編集技術等の新たな技術を用いる「生殖補助医療に資す  
10 る研究」(以下「生殖補助医療研究」という。)、先天性の難病を含む「遺伝  
11 性疾患(先天性)の新たな治療法(予防法)の開発に資する研究」(以下「難  
12 病等遺伝性疾患研究」という。)及び「疾患(がん等)に関連する新しい治療  
13 法(予防法)の開発に資する研究」(以下「疾患(がん等)研究」とい  
14 う。)を目的とする基礎的研究<sup>※2</sup>を対象として、「指針」等の制度的枠組み  
15 について検討することとした。

16 以下に、これらに係るタスク・フォースでの検討結果を示す。

17 i) 現在、技術革新等によるゲノム編集の手法の簡便化及び必要となる材  
18 料等の入手及び利用が容易になっていること、生殖補助医療を提供する

<sup>※2</sup> 基礎的研究：ヒトや動物に、研究に用いたヒト受精胚を移植しない(個体産生につながらない)研究をいう。

1 医療機関においては顕微授精等のヒト受精胚に係る操作を日常的に行  
2 っていると共に生殖補助医療の際に生じるヒト受精胚を医療機関内に  
3 保有していること、一部の生殖補助医療を提供する医療機関においては  
4 研究開発が積極的であること等の状況下において、ヒト受精胚の遺伝子  
5 改変が意に反して誘発されてしまう懸念がある。

6 このような状況に鑑み、まず「生殖補助医療研究」を目的とする基礎  
7 的研究に対する適切なルールを策定する必要があり、そのため速やかに  
8 「指針」の策定を行うことが望ましいとの結論に至った。なお、当該「指  
9 針」の策定にあたっての留意事項等の検討結果を、次項「3 生殖補助医  
10 療研究を目的とする「指針」の策定における留意事項」に示す。

11 文部科学省、厚生労働省においては、「3 生殖補助医療研究を目的と  
12 する「指針」の策定における留意事項」に示す内容に沿って「指針」の  
13 策定作業を速やかに行うよう期待する。

14 ii) 「難病等遺伝性疾患研究」及び「疾患（がん等）研究」を目的とする基  
15 礎的研究に係る検討については、生命倫理専門調査会において、病因解  
16 明等へのゲノム編集技術等の適用に関する学会等の見解を得た上で、そ  
17 の結論を受けて、「指針」等の制度的枠組みについて、速やかにタスク・  
18 フォースにおいて検討を行うこととする。

19 iii) なお、上記 i) 及び ii) 以外の「核置換」等の事項については、今回の  
20 対象となった事項の検討が終了した後に、速やかに検討を行う。

21 iv) 以上の i) ～ iii) に関連する「指針」等の策定を行う場合においては、  
22 複数の細分化した「指針」等の策定をするのではなく、先行して策定し  
23 た「指針」等を順次拡充していく等により可能な限り包括的な「指針」  
24 として策定していくことを目指す。

## 25 ② 医療応用について

26 「中間まとめ」では、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚のヒトの胎  
27 内への移植等の医療応用（臨床利用）に係る検討が行われ、その結果とし  
28 て、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚では、オフターゲット発生<sup>※3</sup>及  
29 びモザイク<sup>※4</sup>発生に伴う危険性があること、ゲノム編集による遺伝子改変  
30 が他の遺伝子等へどのような影響を及ぼすか確認できていないこと、世代  
31 を越えて遺伝子改変の影響を及ぼしそれに伴う危険性を払拭できる科学的

※3 オフターゲット：想定した標的以外の場所のDNAを切断してしまうことをいう。

※4 モザイク：受精胚へのゲノム編集技術の適用において、遺伝子が改変された細胞と、改変されていない細胞が混在している状態をいう。

1 な実証が十分でないこと等の課題が示された。これらを踏まえて、現時点  
2 では、ゲノム編集技術を用いたヒト受精胚を、ヒト又は動物の胎内へ移植  
3 する等の医療応用（臨床利用）については容認することはできないとの結  
4 論となっている。

5 これらに加えて、ゲノム編集技術は、編集の痕跡が残らず遺伝子改変の  
6 確認が困難であること、ゲノム編集による個体発生（胎盤、臍帯等を含む。）  
7 への影響が不明であること、母体への影響も把握されていないこと等も危  
8 惧されていることから、「中間まとめ」のとおり、タスク・フォースにおい  
9 てもゲノム編集等を行ったヒト受精胚を、ヒト又は動物の胎内へ移植する  
10 等の医療応用（臨床利用）については現時点で容認することはできないと  
11 の結論に至った。

### 12 **3 生殖補助医療研究を目的とする指針の策定における留意事項**

#### 13 (1) 研究対象とすることが認められる「ヒト受精胚」について

14 「基本的考え方」においては、ヒト受精胚を「人の生命の萌芽」として  
15 位置づけ「研究材料として使用するために新たな受精によりヒト胚を作成  
16 しないこと」を原則としている（「参考資料 1」5 頁参照）。また、「中間ま  
17 とめ」においては、「3. ヒト受精胚へのゲノム編集技術を用いる基礎的研  
18 究（1）ヒト受精胚を関連研究目的に作成・利用することについて」の項  
19 目において、「ヒト受精胚を新たに作成して当該研究を進める必要性は、現  
20 時点で確認されない。」（「参考資料 2」5 頁参照）としている。

21 「基本的考え方」のヒト胚の取扱いの原則に照らし合わせれば、研究材  
22 料として使用するために新たな受精により作成されたヒト受精胚（以下「研  
23 究用新規作成胚」という。）は、研究での利用及び滅失を前提としているこ  
24 とから、「基本的考え方」にある「人の尊厳」を踏まえたヒト受精胚尊重  
25 の原則」の例外である人の健康と福祉に関する幸福追求の要請に応える目  
26 的であったとしても安易に研究に用いるべきではない。従って、ゲノム編  
27 集技術等を用いるヒト受精胚の作成・利用にあたっては、その利用目的の  
28 科学的な合理性、社会的な妥当性及び必要性に加え、研究用新規作成胚で  
29 なければ説明することができないとする科学的根拠が必須であり、これら  
30 の条件を満たしているかについて慎重に検討を行う必要がある。

31 以上のことから、「生殖補助医療研究」を目的としたゲノム編集技術等  
32 を用いる場合のヒト受精胚に対する研究において使用し得るヒト受精胚につ  
33 いて、当面は、生殖補助医療の際に生じる余剰胚（「ヒトES細胞の樹立に  
34 関する指針」（平成 26 年文部科学省・厚生労働省）第七条<sup>※5</sup>で規定するヒ

※5 「ヒトES細胞の樹立に関する指針」（平成 26 年文部科学省・厚生労働省）（抜粋）

1 ト受精胚)に限ることとし、このような研究に新たにヒト受精胚を作成・  
2 利用することは禁止とする。

3 なお、研究材料として使用するために新たに受精胚を作成する研究  
4 (「ヒト配偶子」及び「ヒト生殖系列細胞」に係る研究を含む。)につい  
5 ては、生命倫理専門調査会においてその必要性等について改めて検討を  
6 行った後に、本タスク・フォースにおいて研究用新規作成胚等を用いた  
7 研究についての取扱い等に係る検討を行うこととする。

## 8 (2) 対象とする技術の範囲について

9 ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる研究に係る「指針」の整備に  
10 あたって対象とする技術の範囲については、後の世代にまで影響を及ぼす  
11 おそれのある遺伝子の改変等を行う技術とし、「中間まとめ」で規定したゲ  
12 ノム編集技術に加え、従来のウイルスベクター、プラスミド等を用いた技  
13 術も対象とする。

14 また、ゲノムDNAを切断せず特定の遺伝子発現を制御する技術につい  
15 ても、ヒト受精胚の初期発生等での個体発生等への影響、他の遺伝子への  
16 間接的影響(遺伝子の組換え等を含む。)が判明していないことから、臨床  
17 応用された場合、後の世代に影響を及ぼすおそれがあることに加え、個体  
18 発生に対する影響も危惧されることから対象とする。

19 ミトコンドリア移植(導入)(クローン規制法の「ヒト胚核移植胚」に該  
20 当するものは除く。)については、従来、ヒト受精胚の固有の遺伝子情報(核  
21 内遺伝子、ミトコンドリア遺伝子等)に、移植されるミトコンドリアの遺  
22 伝子情報が追加されることに加え、後の世代にまで当該遺伝子が引き継が  
23 れ得ることから対象とする。

24 なお、その他の遺伝子改変技術についても、ヒト受精胚への応用が可能  
25 である以上、後の世代への影響、個体発生への影響等が危惧されることか  
26 ら対象とする。

27 これらをまとめると、ヒト受精胚に用いる場合に対象とする技術として  
28 以下のものが挙げられ、「指針」では、これら技術を包括的に対象とした規  
29 定とすることが望ましい。

---

第七条 第一種樹立の用に供されるヒト受精胚は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 生殖補助医療に用いる目的で作成されたヒト受精胚であって、当該目的に用いる  
予定がないもののうち、提供する者による当該ヒト受精胚を滅失させることにつ  
いての意思が確認されているものであること。
- 二 ヒトES細胞の樹立の用に供されることについて、適切なインフォームド・コン  
セントを受けたものであること。
- 三 凍結保存されているものであること。
- 四 受精後十四日以内(凍結保存されている期間を除く。)のものであること。

- 1 ① 「中間まとめ」における CRISPR/Cas9 等のゲノム編集技術<sup>※6</sup>
- 2 ② 従来からのウイルスベクター、プラスミド等を用いた遺伝子組換え
- 3 等に関する技術
- 4 ③ ゲノム DNA を切断せず、特定のゲノム DNA を標識する技術及び
- 5 特定のゲノム DNA の遺伝子発現を増強・抑制する技術
- 6 ④ ヒト受精胚へのミトコンドリア移植（導入）に関する技術
- 7 ⑤ 上記①から④以外の遺伝子改変に関する技術

8 (3) 研究計画の倫理審査体制について

9 ヒト受精胚を扱う研究の倫理審査体制を検討するにあたって参考となる  
10 既に策定されている「指針」としては、「ヒト ES 細胞の樹立に関する指針」、  
11 「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」が、遺伝  
12 子改変技術を用いる研究については、「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」  
13 等がある。

14 ① 審査体制について

<案の 1>

各機関の「機関内倫理審査委員会」においては、ゲノム編集技術等の新  
たに開発された最新の技術に対応できる審査に必要な人材・能力、国内で  
の標準的な審査水準等を必ずしも十分に確保できない可能性がある。ま  
た、既存のヒト受精胚を扱う研究に関連した「指針」においては、「機関内  
倫理審査委員会」及び「国」によって「指針」への適合性についての確認  
を行うこととなっている。

以上のことから、ゲノム編集技術等を用いた生殖補助医療研究を目的と  
するヒト受精胚に係る研究の審査に当たっても、当面これら既存の「指針」  
と同等の「機関内倫理審査委員会」及び「国」による 2 段階の審査とする  
ことが適当である。一方、社会状況に対応したヒト受精胚の取扱いに係る  
生命倫理の遵守と、人の健康と福祉に関する幸福追求に基づく疾患等の病

<sup>※6</sup> ゲノム編集技術（「中間まとめ」抜粋）：生物のゲノムを狙った DNA 配列を認識する部  
分と、そこを特異的に切断する人工の核酸分解酵素（ヌクレアーゼ）からなるものを用  
いて、細胞の持つ DNA 修復機構を利用し、切断による遺伝子の不活性化又は、切断箇  
所への人工の DNA 断片の挿入によりゲノムに編集の痕跡を残さず遺伝子の改変を行う  
技術である。従来の遺伝子組換えと異なり、ゲノムに編集の痕跡を残さず、改変され  
る。

主なゲノム編集技術としては、ZFN (Zinc Finger Nuclease)、TALEN (Transcription  
Activator-Like Effector Nuclease)、CRISPR/Cas9 (Clustered Regularly Interspaced  
Short Palindromic Repeats / CRISPR-associated Protein 9) のシステムが、現在知ら  
れている。

因究明等のための研究開発の推進の双方の均衡をより適切な形で実現できるように模索していくとの観点から、関連の研究開発の動向、各機関の倫理審査委員会の審査内容の評価、今後策定される「指針」等の制度的枠組みに基づく遵守状況、国際的状况等に基づき、一定の期間を経た後、審査体制について改めて検討を行い必要な改善を図ることとする。

#### ＜案の 2＞

「ヒト ES 細胞の樹立及び使用に関する指針」（平成 13 年 9 月告示、平成 21 年 8 月 21 日廃止）においては、当初、ES 細胞の樹立と使用の双方について「機関内倫理審査委員会」及び「国」による 2 段階審査となっていたが、その後の見直しによって、ヒト受精胚の滅失を伴わない既に樹立されている ES 細胞を使用する研究の審査については「機関内倫理審査委員会」のみとし、「国」へは、届出を行うこととなったとの経緯がある。

今回対象としている研究は、新規に胚を作成しない、ヒトの胎内への移植を行わない、広範囲にヒト受精胚を分配することはない研究であることから、「機関内倫理審査委員会」及び「国」による 2 段階審査ではなく、「ヒト ES 細胞の分配及び使用に関する指針」（平成 26 年 11 月 25 日告示）と同様に、審査は「機関内倫理審査委員会」のみとし、「国」へは届出を行うこととすることが適当である。

#### ② 関連する学会等との連携について

ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる研究に係る具体的な審査に当たっては、個々の研究（研究目的、研究計画等）に対して、ゲノム編集技術等に係る知見のみでなく、生殖補助医療研究、ヒト受精胚での初期発生等の研究（分子生物学等を含む。）、ヒト以外の動物に対する研究（ヒトへの外挿性<sup>※7</sup>に関するものを含む。）、その他関連する研究（人文・社会的的研究を含む。）等の知見に加え、医療現場、国民・患者等を含めた幅広い観点から検討を行うことが必要である。

以上のことから、ゲノム編集技術等を用いるヒト受精胚に対する研究における、科学的合理性、社会的妥当性等に係る審査に当たっては、当該研究に関係する学会、医療関係団体等の意見を踏まえて行うことが必要である。

#### （４）ヒト受精胚の取扱いに当たっての遵守事項等

ヒト受精胚の取扱いに当たっての遵守事項については、「基本的考え方」

※7 外挿性：既知の資料から未知のことを推測予測すること。この場合は、動物実験の結果から、ヒトで同様の実験を行った場合にどのような結果が得られるかを予測することをいう。



1 に規定される下記の事項を基本として検討を行うことが適当である。

「基本的考え方」(抜粋)

第 4. 制度的枠組み

2. 制度の内容

(前 略)

本報告書の基本的考え方に基づいたヒト受精胚の取扱いのための具体的な遵守事項として、研究に用いたヒト受精胚を臨床に用いないこと、未受精卵の入手制限及び無償提供、ヒト受精胚や未受精卵の提供の際の適切なインフォームドコンセントの実施、胚の取扱い期間の制限、ヒト受精胚を取扱う研究についての記録の整備、研究実施機関の研究能力・設備の要件、研究機関における倫理的問題に関する検討体制の整備及び責任の明確化、ヒト受精胚や未受精卵等の提供者の個人情報の保護、研究に関する適切な情報の公開等を定める必要がある。

(後 略)

2 また、研究によって得られるゲノム解析情報等は、そのヒト受精胚と  
3 遺伝的つながりのある者の機微な情報が部分的に含まれているため取扱い  
4 には注意が必要であるとの意見及び個々の研究目的、内容、技術等に係る  
5 国民の適切な理解を促すことが研究の推進に重要であるとの意見があった  
6 ことから、以下についても前述の「基本的考え方」に規定される事項に追  
7 加して検討対象とすることが望ましい。

8 ○ ヒト受精胚の遺伝子情報の保護、管理及びその利用

9 ○ 研究目的等に係る国民の理解を深めるための普及啓発

10 なお、個別具体的な内容は、既存の関連する「指針」等を参考に、文部  
11 科学省及び厚生労働省において検討することが求められる。また、文部科  
12 学省及び厚生労働省が作成する「指針」については、案が作成された段階  
13 で総合科学技術・イノベーション会議において確認を行うこととする。

14 **4 規制の枠組について**

15 ゲノム編集技術は、その利用範囲が急速に拡大していることから、この研  
16 究が社会の理解を得て適正に行われるためには、ヒト受精胚への適用に係る  
17 規範作りについて早急な対応が必要となっている。このため、本タスク・フ  
18 ォースにおいては、まずは「指針」の策定を先行させることとした。

19 しかしながら、タスク・フォースにおける検討では、「指針」の他に法律に  
20 よる制度的枠組みの必要性についても検討が必要であるとの意見が出された。  
21 また、日本学術会議の提言である「我が国の医学・医療領域におけるゲノム  
22 編集技術のあり方」(平成 29 年 9 月 27 日「日本学術会議 医学・医療領域に

1 おけるゲノム編集技術のあり方検討委員会)においても、「ゲノム編集を含  
2 めたヒト生殖細胞・受精胚を実験的に操作することに対する、国による法規  
3 制の必要性について検討することを提言する。」としている。

4 これらを受けて本タスク・フォースにおいては、法律等の「指針」以外に  
5 よる制度的枠組みについても検討を行った。

6 本タスク・フォースで出された意見の概要を以下に示す。生命倫理専門調  
7 査会においては、これらも参考としながら「指針」以外の制度的枠組みに関  
8 する議論をさらに進めていくことを期待したい。

9 ○ 「指針」を策定することによって、研究目的でのヒト受精胚の取扱いにつ  
10 いては一定の制度的な有効性が期待できるが、医療目的でのヒト受精胚の  
11 取扱いについては有効ではないことから法律による規制が必要である。

12 ○ ヒト受精胚の取扱いについては、個々人の倫理観や生命観を反映して、国  
13 民の意識も多様であり、今すぐ強制力を有する法制度として整備するのは  
14 容易ではない。また、法制度を設定するには、一定の期間等が必要である。

15 ○ 制度的枠組みについては、めまぐるしく変化する技術の進展に遅滞なく  
16 対応するという観点から、まずは「指針」を先行して策定した上で、より  
17 厳格な規制の枠組みである法制度については、新たにつくられる「指針」  
18 等の遵守状況、ヒト受精胚を取巻く社会状況等を勘案しつつ、検討を進め  
19 るという方策もあり得る。

## 20 5 まとめ

21 ○ 本報告では、まず「生殖補助医療研究」を目的とした「余剰胚」へのゲノ  
22 ム編集技術等を用いる研究に係る「指針」の策定を行うことが望ましいと  
23 の結論に至った。併せて当該「指針」の策定にあたっての留意事項等の検  
24 討結果を「3 生殖補助医療研究を目的とする「指針」の策定における留意  
25 事項」のとおり取りまとめた。

26 以上の結論に基づき、文部科学省及び厚生労働省において「指針」の策  
27 定作業等を速やかに行われることを期待する。

28 ○ また、「生殖補助医療研究」を目的とした場合であっても、現時点では、ゲ  
29 ノム編集等を行ったヒト受精胚を、ヒト及び動物の胎内へ移植する等の医  
30 療応用(臨床利用)については容認することはできないとの結論に至った。

31 ○ 「難病等遺伝性疾患研究」及び「疾患(がん等)研究」を目的とする基礎  
32 的研究に係る検討については、これらの疾患に係る学会等の見解が得られ  
33 次第速やかに行うとともに、これら以外の「核置換」等の検討についても、

- 1 今後進めていくこととする。
- 2 ○ 上記に関連する「指針」等の策定を行う場合においては、複数の細分化し
- 3 た「指針」等の策定をするのではなく、先行して策定した「指針」等を順
- 4 次拡充していく等により可能な限り包括的な「指針」として策定していく
- 5 ことを目指す。